

第1回入札監視委員会会議録

1. 開催日時 平成22年7月27日(火)
午後1時30分～午後3時35分
2. 開催場所 高浜市役所 4階 第2会議室
3. 出席委員 委員長 児玉善郎(大学教授)
委員 丹羽重則(元市収入役)
委員 奥野暁(土地家屋調査士)
委員 吉田利美(市民代表)
4. 事務局職員 大竹行政管理部長、内田グループリーダー、杉浦主査、松崎主任
5. 議事概要
 - (1) 行政管理部長あいさつ
 - (2) 委員長及び職務代理者の選任について
 - (3) マニフェスト「公共工事など地元企業優先発注を推進します。」について
 - (4) 予定価格の設定について
 - (5) 平成22年度 前期入札案件検討について

検討案件について

1) 平成22年度前期入札案件	34件
内 指名競争入札案件	20件
条件付一般競争入札案件	14件

審議案件(委員長及び職務代理者の選任について)

第1回の入札監視委員会を開催するにあたり、委員長及び職務代理者の選任を行いました。

高浜市入札監視委員会設置要綱第4条第1項の規定により、委員長に児玉善郎氏を選任し、委員長職務代理者に丹羽重則氏を選任しました。

主な質疑・回答

質問・意見	回 答
<p>(3) マニフェスト「公共工事など地元企業優先発注を推進します。」について平成21年度下中期入札案件について</p> <p>○随意契約の見直しでガイドラインを作成されたとのことであるが、これにより随意契約は増えるのか。</p> <p>○地元企業には、準市内も含まれるか。</p> <p>○地元企業の受注機会の確保及び地元企業の育成に資する入札・契約制度の確立を推進するための措置の施行日は7月1日とのことですが、この措置によって今後どのような効果が出てくるか、このことが良い結果になったのか、その辺の報告をいただきたい。 それと、今まで行ってきた中で市内業者が辞退していることが多い。いくら良い制度を作っても、辞退されてはという気がする。</p> <p>○履行成績は、落札して実施した工事についての評価で、落札はしなくても参加していることが評価される、そういうことではないですね。</p>	<p>○地方公共団体の契約については競争入札が原則であり、随意契約については地方自治法施行令の中で定められた特別の事由に該当する場合には限られることのガイドラインを作成することによって職員に対して周知を図るのが目的で、随意契約を推奨するものではなく、随意契約の抑制につながるものです。</p> <p>○ここでいう地元企業とは、市内に本店を有する業者ということです。</p> <p>○地元企業がより高額の工事について参加できるよう、金額区分の引き上げを行い、地元企業優先発注の仕組みを作りましたが、今後はこの効果について検証を行い、ある時期のところで、委員会に報告したいと思っています。そのうえで、制度の改良や見直しが必要であれば検討していきたいと思っています。</p> <p>○落札し、実施した工事についての工事成績評価です。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>地元企業を出来るだけ優先することは、この入札監視委員会においてもこれまで議論してきたことである。今回このような形で市長のマニフェストに基づいて制度化されたことにより、どのような効果をもたらしたのかを、この制度が導入された以降の下半期の工事、来年度の工事をもとに、検証していくこととした。</p>	

<p>(4) 予定価格の設定について</p> <p>○高浜市緊急財政方針に基づく平成22年度当初予算編成方針によるとあるが、緊急財政方針とは何ですか。</p> <p>○予算額と工事発注時の実施設計額に差が出てきたときにはどのように対処するのか。</p>	<p>○一昨年のリーマンショック以降、企業収益や個人所得等が落ち込み、大幅に税収が減収するなど、平成22年度及び平成23年度の本市財政状況が、かつてない厳しい局面を迎えます。こうしたことから、平成22年度及び平成23年度をいかに乗り切るかということで示されたのが、緊急財政方針で、「選択と集中」、「事務事業の見直し」、「ムダの一掃」の3つの取組みを行うこととしています。また、予算見積りに際しては、複数の業者から見積りを取って、安価な見積額で予算要求するなど、できる限り切り詰めた予算要求とすることも方針の一つです。</p> <p>○予算計上は前年度、工事発注は当該年度で、予算を見積った時と工事を発注する時期とは時間のずれが発生し、予算額と実施設計額に差が出ることもあります。この場合は、工事の中身についてもう一度精査する、あるいは予算の補正を行うなどの対応が必要になると思います。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>この予定価格設定の件については、今回検討案件の中でも反映されている内容のため、この後の前期入札案件検討の方で、このことも含めて審議をすることとした。</p>	
<p>(5) 平成22年度 前期入札案件検討について</p> <p>① 自家用発電機借上 (物品：指名競争入札)</p> <p>○指名の5つの業者の中で、借上対象機械を持っているところ、あるいは持っていないところというのは、分かるか。</p>	<p>○自家発電機を所有しているかどうかということは確認できていません。業者の選定に際しては、入札資格申請の中でリース・レンタル機器の機械器具に登録があるということで判断をし、西三河地域、</p>

	<p>知多地域に営業所のある業者を選定しました。</p>
<p>○入札を辞退されている業者があるが、辞退理由はなんですか。</p> <p>○落札業者は今回初めて入札に参加したのか。</p>	<p>○現在入札については電子入札で執行しており、システム上、辞退の入力はできませんが辞退理由まで入力できないシステムになっています。このため理由までは把握していません。無効というのは応札自体をされなかったものです。</p> <p>○平成18年度に参加し、落札しており、今回が初めてではありません。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>本件は物品の中で落札率が極めて低かったものであり、落札率の低い要因について審議した。昨年度は落札したが今回は落札に至らなかった業者を含む2社については、昨年と同じくらいの金額で入札をしているが、今回の落札業者が頑張っって低い金額で落札したが、受注業務の執行にとくに問題はないという見解となった。</p>	
<p>② 小学校給食備品の購入 ③ 中学校給食備品の購入 (物品：指名競争入札)</p> <p>○同じ給食備品の購入で、小学校の方には市内業者が入ってなく、中学校の方には市内業者が入っている。参加業者が違うのはなぜか。 また、小学校給食備品の購入で、低価格で落札された業者が、中学校給食備品に参加していないのは。</p> <p>○7月1日以降、マニフェストに基づき市内業者を優先的に参加させたが、入札を辞退している。制度が生かされていないのでは。</p>	<p>○小学校と中学校で給食備品の種類が異なっており、それぞれの給食備品に登録のある業者の中から参加業者を選定する際、市内業者を優先的に選定する観点から、小学校の給食備品の品目については市内業者の登録がなかったため選定について市外業者となり、中学校の給食備品の品目には市内業者の登録があり、市内業者を選定したため参加業者が違います。</p> <p>○市内業者については、事前に取扱いが可能か確認したうえで選定したが、この案件の場合は、結果的に辞退した。</p>

<p>【審議結果】</p> <p>購入物品の種類は違うが、同じ給食備品の購入であるのに落札率が低いものと高いものとなったのは、購入物品の種類が違うため、業者の登録種別も異なり、選定業者も異なることによる。</p> <p>また、応札辞退については、今後も取扱いが可能か確認をし、その中で今後も辞退する可能性があるかどうかを把握し、その結果によっては今後の対応について検討を要する場合があるという見解になった。</p>	
<p>④小中学校 校内自家用電気工作物保安管理業務委託 (委託：指名競争入札：長期継続契約)</p> <p>○落札率が 100%だが、予定価格の公表は事前か事後か。</p> <p>○本件は3年間の長期に渡る委託契約か。</p>	<p>○事後公表です。</p> <p>○前回は平成19年6月から平成22年5月までの3年間の長期継続契約として行っています。 前回の落札業者も今回の落札業者と同一で、前回の落札金額も今回と同一金額です。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>本件については長期継続契約で、落札率が100%となったのは、前回の落札業者が、前回と同一価格で応札した結果によると判断した。</p>	
<p>⑤市防災行政用無線設備点検委託 (委託：指名競争入札)</p> <p>○参加業者については、無線設備の登録があり、希望順位が2位以内とのことであるが、3位以下においても市内業者の登録はないのか。</p>	<p>○市内業者については、無線設備の登録がありませんでした。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>落札率が、先の小中学校校内自家用電気工作物保安管理業務委託に続いて高い案件であるが、入札の前にとった参考見積もりにより、予定価格が現状に近いところで設定されたことから、予定価格に近い落札となったと判断した。</p>	
<p>⑥平成22年度緊急雇用創出事業基金事業 道路台帳電子地図化委託業務 (設計コンサル：指名競争入札)</p>	

<p>○今までは路線の起点とかの道路台帳の修正業務が発注されていたが、今回の道路台帳電子地図化は初めての業務か。</p> <p>○来年度以降は、例えば拡幅したりしたときに、修正部分が委託に出されるということか。</p>	<p>○今までの道路台帳は紙ベースで、原図に道路が記載されていたが、今回の業務はその道路台帳に記載されていた全ての路線について電子化にするもので、初めての業務です。</p> <p>○そういうことです。電子化された道路台帳の中で修正を行うということです。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>予定価格が事前公表され、入札参加者も9者ある中、落札率が高止まり傾向な案件で、高止まりの要因とは電子地図化という特殊な業務で、一定の費用がかかってしまうこと、景気回復対策の緊急雇用創出事業であるため、人件費が大半を占めることが想定されると判断した。</p>	
<p>⑦公共下水道工事（中部第1処理分区2-4工区） （土木一式工事：条件付一般競争入札）</p> <p>○低入札調査価格というのは公表していないのか。</p> <p>○調査基準価格を下回ったため調査委員会を開いて、履行が確保できるということで承認されたということですか。調査委員会には相手も出席されるのか。</p>	<p>○はい、予定価格は事前公表しますが、低入札調査価格というのは公表しません。</p> <p>○業者に低入札価格調査書の提出を求め、この調査書を基に低入札調査委員会を開催し資料等の検討を行い、結果として適正な施工ができるという調査委員会の判断が出され、落札業者としました。本件における調査委員会には、業者の出席は求めています。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>本案件は、低入札調査価格以下であるが、低入札調査委員会の検討結果を受けて問題なく業務が遂行されることが確認されている。ただし、次の、低入札調査価格同額で応札され、低入札調査に至らなかった案件も含めて、今後さらにこの委員会において低入札価格の案件を取り上げて、問題がないかどうか継続して審議していくこととした。</p>	

⑧公共下水道工事（港第1処理分区22-5工区）
（土木一式工事：条件付一般競争入札）

○先ほどの案件と似ており、市内業者、準市内業者の参加の中で予定価格を公表して、低入札調査価格を下回ってでも、あるいはぎりぎり落札をされていくというのは、健全な競争が行われているというふうにとらえていいのか、何か低すぎるのではないのかという、危惧されるところを感じるが。

○市内業者を優先する中で、そこでの競争が激化してしまって、逆に低価格になってしまうということは、逆に市内業者を危なくしてしまうのは元も子もないのではないか。

○市内業者には多少高く工事の費用を払っても、それは市の自由だし、市内の企業が繁栄すればそれはまた税金で戻ってくるので、そういったことを考えれば多少高価でもいいのではないか。

○最近では、本市だけではなく近隣市でも通常の土木工事については、最低制限価格と同額で応札され、くじにより落札者を決定しているということで、その傾向が本市にも出てきたということです。

○地元の企業が優先的に取れるような仕組みを一応作りましたが、現実的にどうなのかということ、今から期間をおいて見ながら、また状況によっては、制度の見直し等も考えていかなければいけないと思っています。

○市内業者の育成、地域経済の活性化といった観点から、地元企業優先発注を推進していますが、最少の経費で業務を行う観点も必要ですし、競争性の確保等の観点も必要であると考えています。

【審議結果】

本案件の土木工事については低い落札率であるが、工事が仕様どおり執行されていることが確認されれば、とくに問題はない。ただし、前案件を含めて、この委員会において低入札価格の案件を取り上げて、問題がないかどうか継続して審議していくこととした。

<p>⑨下水道工事に伴う配水管移設工事 (その1) (水道施設工事：条件付一般競争入札)</p> <p>○電子入札というのは、金額だけを書くか。</p> <p>○個々に、こういう仕事にはいくらとか、 こういう仕事にはいくらというようなこと で、併せてこれだけの工事費がかかる ということで、入札をするということは 無いのか。</p> <p>○低入札調査価格というものは公表されて いないとのことだが、先ほどの案件につ いては、落札業者はなぜ低入札価格と同 額での応札ができたのか。</p>	<p>○金額で入札です。</p> <p>○少し説明が抜けましたが、工事内訳書と いうものがございまして、500万円以 上の工事については、工事内訳書を全て 添付していただくようお願いいたしてお ります。だからどこにどういったものが、 どれだけかかるというものは出てきま す。</p> <p>○低入札調査価格については、7/10か ら9/10の範囲内で定めることとされ ていますので、この範囲内の最低価格で 応札をされたと考えられます。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>本案件の水道工事については、90.45%という高い落札率であるが、これ以外の水道工事についても90%前後の高い落札率となっていることを含めて審議をした。土木工事が70%前後の低い落札率となっているのとは対象的である。今回の案件だけではなく、水道工事全般において、適切な競争性を担保し、他の工事種別との落札率の差が出ないようにすることが望ましいことから、今後もさらに継続して審議していくこととした。</p>	
<p>【案件全体審議結果】</p> <p>今回9件の案件を検討したが、物品、委託に関する入札案件では、市内業者に限定すると数に達しないことや、市内業者が辞退や無効（応札しない）になることにより、結果として市外業者が落札するという状況になっているようである。</p> <p>これは昨年度からの傾向であり、市内の業者が活発に応札し、適切な競争性が担保される中で、市内業者の受注が促進されるように、今後さらに検討が必要と考えられる。</p> <p>工事に関する案件では、土木工事では市内、準市内に限定される中で、70%かそれを切るような低い落札率となる傾向が見受けられる。一方、水道工事では90%かそれを超えるような高い落札率となる傾向が見受けられる。このような、工事の種類によって落札率に大きな違いがでないようにし、かつ適切な競争性を確保できるようにしていくことが望ましいと考える。</p> <p>今回新たなマニフェスト等が出されたことを踏まえながら、下半期以降の案件において、これらの課題について更に検討していきたい。</p>	

